

個別規程 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A

令和 7 年 4 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約アカウントの利用等)

契約者は、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A を利用する者(以下「利用者」といいます。)を特定してその者に契約アカウントを利用させることができます。この場合において、契約者は、当該契約アカウントの全部又は一部について、インターネットプロトコルによる相互通信を行わない設定をすることができるものとします。

2 契約者は、利用者に、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約」といいます。)における契約条項を遵守させるものとします。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約の最低利用期間は 1 カ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(契約アカウント数)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約における契約アカウント数は、50 から 10,000 までとし、1 を最小単位とします。

第 4 条(IP アドレスの特定等)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者(利用者を含みます。)は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A を利用することはできません。

第 5 条(契約アカウント数の変更)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A の契約者は、当社に対し、契約アカウント数の変更を請求することができます。

第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 7 条(料金)

契約者が、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 8 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 9 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 10 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるると当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の当社サービスへの切り替えの提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

第 11 条(技術的事項)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A における基本的な技術事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 16 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 22 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 5 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 27 年 3 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ ダイアルアップアドバンスサービス契約は、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A 契約として有効に存続するものとします。

平成 28 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

平成 29 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。

令和7年4月1日変更

この契約約款は、令和7年4月1日から実施します。

別紙 1 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A における料金等 [第 7 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

細目	料金
初期費用	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

細目	料金
基本料金	当社が別途契約者に示す金額

(2) IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A に係るアカウント使用料

有効契約 アカウント数	料金
50 以下	0 円
51 以上	(有効契約アカウント数-50) × 当社が別途契約者に示すアカウント単価

備考

(1)「有効契約アカウント数」とは、月初の契約アカウント数と当該月において新たに付与された契約アカウント数の累積数とを合計した数をいいます。

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 8 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する基本料金に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 9 条関係]

利用不能時の減額 (第 9 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

別紙 4 技術的事項 [第 11 条関係]

接続に使用するソフトウェアとして RFC1570,RFC1661,RFC1990 に定められたプロトコルに準拠した PPP ソフトウェアを使用して頂きます。

モデムの物理層におけるプロトコル	モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル
V.22	MNP class3,4,5
V.22bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.34	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.90	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.110	---